

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
欠席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 任（事務担当）	石 垣 至 朗

発言者	内 容
事務局長	1．開催日時 平成24年9月20日(木)
	午前9時00分から午前9時48分
	2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3．出席委員(36人)別紙のとおり
	4．欠席委員(1人)別紙のとおり
	5．議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第20号 買受適格証明願
	日程第 5 議案第21号 事業計画変更承認申請
	日程第 6 決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
日程第 7 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出	
日程第 8 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	
日程第 9 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	
日程第10 専決報告 現況証明願	
日程第11 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知	
日程第12 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う	
農地転用	
日程第13 そ の 他	
6．農業委員会事務局職員(3人)別紙のとおり	
7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。	
8．会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、平成24年9月農業委員会定例会を始めさせていただきます。	
それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。	

会長

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中36名で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号30番 加藤 和子 委員

議席番号31番 鈴木 義英 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請	5件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請	15件
議案第20号	買受適格証明願	1件
議案第21号	事業計画承認申請	1件
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	12件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	10件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	3件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	1件

それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします、

では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・

<p>会長</p>	<p>面積、権利の内容、申請理由を朗読)申請内容が買受適格時と相違ありませんでしたのですでに許可処理をさせていただいております。 (2番から5番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 以上、1番を除く2番から5番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p> <p>只今、事務局より議案第18号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請 5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について審議をお願いします。 では事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)申請地に隣接する工場を購入し、中古衣料処理を行っており、従業員用・来客用・事業用駐車場として利用する計画でございます。 (2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在家族4人で賃貸住宅に居住しておりますが、手狭なため分家住宅を建築する計画でございます。 (3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は市内の借家にて夫と2人で居住しておりますが、将来を考慮し分家住宅を建築する計画でございます。 (4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)現在は実家に住んでおりますが結婚する事となり、分家住宅を建築する計画でございます。2～4番につきましては一つの土地を4つに分筆しそれぞれの筆を利用する計画でございます。 (5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読)昨年に引続き愛知県発注の地盤沈下対策事業の管敷設工事のため作業基地、仮設事務所及び仮設トイレを設置し利用する計画でございます。 (6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗</p>

読) 現在社宅に家族3人で居住しておりますが、夫の勤務地が名古屋付近となり、これをきっかけに分家住宅を建築する計画でございます。

(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は実家にて居住しておりますが、結婚をきっかけに分家住宅を建築する計画でございます。

(8番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は妻と2人で借家に居住しておりますが、手狭なため分家住宅を建築する計画でございます。砂利敷きの部分がありましたので始末書を添付させています。

(9番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 愛西市発注の道路改良工事の作業ヤードとして利用する計画でございます。

(10番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接地にて喫茶店を営んでおり、大型車二台分の駐車場として利用する計画でございます。

(11番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接する申請地を新車及び下取車の駐車場として利用する計画でございます。一部砂利敷のため、始末書の添付がございます。

(12番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 店舗に隣接する申請地へ来客用駐車場7台分を確保する計画でございます。

(13番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 市内で建築業を営んでおり、自宅付近に作業場ヤードを設ける計画でございます。

(14番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 隣接地する土地に賃貸住宅を建築しており、その住宅の通路及び土留擁壁を施工するための敷地として利用する計画でございます。

(15番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在の持ち家は借家であり土地返還を受けたことにより、申請地を買入れ自己用住宅を建築する計画でございます。

以上、15件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しない為許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。

会長 只今、事務局より議案第19号15件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

11番委員 1番の案件について、二子町の土地に違反転用があるが。

事務局 二子町違反の土地については関係者に指導している途中でありまして、今回の申請に対する許可条件となりません。

26番委員 2, 3, 4番の案件について農振除外案件とのことだが農振協議会にてどのよ

事務局	<p>うな意見があったのか。それに対してどのように思われるか。</p> <p>この場所について農振案件は4件ありまして、農地の残地を残さないようにとの県の事前指導があり、2年かけて要件ある方4件が集まった。また案件の中で不審に思われる点のある人については海部農林水産事務所と市、県本庁で呼び出し確認を行いました。</p>
26番委員	<p>まだ問題になるようなことはありうるのか。</p>
事務局	<p>かなりチェックを行いましたので、大丈夫と思われませんが。</p>
会長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>(発言無し)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可15件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号 買受適格証明願1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の出願者住所・氏名、土地の所在・地目・面積、備考、受人経営面積を朗読)</p> <p>以上1件につきましては、事務局にて経営農地全てを確保したところ、農地法第3条第2項各号に該当しない為、適格証明ができると思われれます。</p> <p>尚、事務の効率化を図るため、出願者が買受及び落札して、農地法第3条の規定による申請をされた時、この証明内容と相違ないときは速やかに許可処理してよろしいかも含め、ご協議をお願いします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第20号 買受適格証明願の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第20号 買受適格証明願 1件について、賛成の方は挙手を</p>

事務局	<p>お願いします。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成と言うことで、当委員会において証明する事に決定いたします。 また、3条申請が提出された時は、速やかに許可処理する事とさせていただきますので宜しくお願いします</p> <p>続きまして、議案第21号 事業計画変更承認申請1件について事務局から説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番の譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 今回の申請は期間延長であり、事業内容、目的も当初と同様であるため変更承認できると思われます。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第21号 事業計画変更承認申請の説明させていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第21号 事業計画変更承認申請 1件について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定について集計概要を説明)以上12件の利用権の新規・再設定がございました。尚、この事案につきましては農業経営基盤法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上です。</p> <p>只今、事務局より決定第7号について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p>
26番委員	<p>12番の 食品の経営面積は。</p>

事務局	18,799 m ² の経営面積になります
26 番委員	新規のようだが審査は。
事務局	認定農業者のヒアリングが完了しており、9月中に認定される予定です。
会長	<p>その他ありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件・報告2件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から10番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読)以上10件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上1件の届出を受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)以上1件の届出を受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地所在、地目、面積・事由・現地確認・証明年月日を朗読)以上1件の現地を確認し、証明させていただきました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理</p>

	<p>由を朗読説明)以上3件の解約の通知がございました。</p> <p>(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の認定電気通信事業者住所氏名・所在地、事由、進達日、備考を朗読説明)以上1件の届出がございました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。</p>
26番委員	<p>認定電気通信事業者届出について、工事用車両が通ると思われるが道路は大丈夫か。</p>
事務局	<p>建設課と協議し、支障無しと意見がございます。</p>
会長	<p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>有り難うございました。賛成多数にて可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時34分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐屋地区)</p> <p>(加藤副会長より報告)</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
事務局長	<p>今月の農地パトロールは立田地区を予定しておりますので、立田地区委員の</p>

方は、立田庁舎 1階 小会議室に9月21日(金)午後1時集合をお願いします。

次回、定例農業委員会は10月22日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。

9月5日農業委員会委員研修会ご苦労様でした。都合により欠席されました委員さんには、本日資料配布しましたので、今後の活動の参考としてください。

「定数・報酬検討委員会」を10月定例会終了後、開催する予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

利用状況調査について、昨年度と同様に今年度も10月から実施いたします。次回10月定例会にて資料を配布の上、実施方法について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の定例農業委員会終了後、「農業委員会だより検討委員会」の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

農業委員会の業務に「和解の仲介」がございます、先般、仲介の申出があり双方が八開地区の方でございましたので、三輪義治副会長・飯田喜美子委員・飯田英雄委員を仲介委員として選定し仲介を行いました。内容は、農地の返還請求であり、借り人が18条の解約に同意しないとの申立て、結果は残念ではございますが、双方の主張の折合が付かず「仲介打ち切り」となりました。仲介された3名の委員の方には大変ご苦労様でした。

上半期の報酬を10月16日に支払いを予定しております。現在の残高、
円、
円で今後の支払い関係は農業新聞代、
円を予定しております、
親睦会費10,000円を同日引落しさせていただき予定をしておりますが
よろしかったでしょうか。(委員全員の同意あり)ありがとうございます。
同日引き落としさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

その他よろしいでしょうか。

(発言なし)
これもちまして9月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会 (午前9時48分)

会長

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成24年9月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号30番委員 加 藤 和 子

議事録署名者
議席番号31番委員 鈴 木 義 英